平成２５年（フ）第２９０号
鹿児島県鹿児島市西陵７丁目８番18号　クオレ西郷Ａ棟207号
債務者　和田　清明
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉利　尚大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５６０号
神戸市中央区加納町３丁目２番３―202号、従前の住所神戸市兵庫区福原町７番９―701号
債務者　松村　絵美
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５９３号
札幌市北区新琴似５条10丁目１番16号　シティハイムハマヤ101号
債務者　野戸　勝博
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井田芳治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５４７号
名古屋市昭和区白金１丁目１番４号　プレザント白金902号、従前の住所名古屋市天白区保呂町2307番地　ロイヤル島田103号
債務者　椙村　　充
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　文彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月５日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８１号
宮城県柴田郡大河原町字町153番地３
債務者　大友　信義
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２５号
名古屋市緑区鎌倉台２丁目602番地の１
債務者　小川　哲也
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　克也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５号
長崎県佐世保市白南風町29番28号　サンハイツ104号、旧住所長崎県佐世保市小佐々町黒石381番地２
債務者　柳田　義満
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
長崎県北松浦郡佐々町羽須和免965番地　牧崎団地W棟２号、旧住所長崎県北松浦郡佐々町羽須和免965番地　牧崎団地Ｚ棟２号
債務者　石井　　認
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　公一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
北海道帯広市西11条南41丁目５番８号　ＯａｋＸＩ103号室
債務者　大澤　真奈（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　茂雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３８８号
静岡県牧之原市坂部3209番地
債務者　河村　利道
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇佐美達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５７７号
札幌市東区北50条東４丁目１番12号
債務者　武田　一哉
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広田　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８７号
北海道寿都郡黒松内町字熱郛26番地５
債務者　久保田　聡
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第８８号
北海道寿都郡黒松内町字熱郛26番地５
債務者　久保田里絵
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１７６号
奈良県橿原市大久保町467番地　ロイヤルタケナカ206号室
債務者　金森　清純
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地45―403
債務者　吉岡　晴菜（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
三重県度会郡南伊勢町相賀浦840番地１、前住所大阪市住吉区長居西１丁目８番15―503号
債務者　村田　智美
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
北海道北見市泉町２丁目３番４号　コーポラスマドカ206号
債務者　佐藤　隆幸
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係